

泉北ニューデザイン推進協議会における 地域居住機能再生推進事業の位置づけの変更について

【報告事項】

- ・ 大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域において、多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等を進め、地域の居住機能を再生することを目的として、複数の公的賃貸住宅が存する府内市町毎に地域再生連携協議会等を設立し、事業者間連携を図るとともに、一部の地区においては地域居住機能再生計画を策定し、公的賃貸住宅の建替え等の「地域居住機能再生推進事業（以下、再生事業）」を行ってきたところ。
- ・ 泉北ニュータウンにおいては、泉北ニューデザイン推進協議会（当時：泉北ニュータウン再生府市等連携協議会）を地域居住機能再生協議会として位置づけ、「泉北ニュータウン地区地域居住機能再生計画」を平成25年9月に策定し、再生事業を実施してきた。
- ・ 今般、府内の公的賃貸住宅の事業者間等において、市町村域を超えて連携していくため、府内各地区の地域居住機能再生計画及び計画の策定主体となる地域居住機能再生協議会を北部・東部・南部大阪の3つに集約することとなった。
- ・ そのため、本協議会で策定した「泉北ニュータウン地区地域居住機能再生計画」については、新たに集約された南部大阪の地域居住機能再生協議会において、令和6年3月15日に策定した「南部大阪地区地域居住機能再生計画」に移行することとする。
- ・ なお、泉北ニュータウンにおける事業者間連携については、これまでどおり泉北ニューデザイン推進協議会がその役割を担うこととする。また、各事業主体は「南部大阪地区地域居住機能再生計画」に基づき、再生事業を引き続き実施することとする。